

# 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第2708号)

令和4年3月17日

横情審答申第2708号

令和4年3月17日

横浜市長 山中 竹春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく  
諮問について（答申）

平成30年3月29日政秘第975号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「広聴第29-900002号に係る、「市民の声」事業の実施に関する取扱要綱  
第18条第5号の「市長又は副市長あての文書のうち市長又は副市長から  
『市民の提案』として取り扱う旨の了解があったものに関し、別紙①から  
④まで及び添付資料」の非開示決定に対する審査請求についての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「広聴第29-900002号に係る、「市民の声」事業の実施に関する取扱要綱第18条第5号の「市長又は副市長あての文書のうち市長又は副市長から『市民の提案』として取り扱う旨の了解があったものに関し、別紙①から④まで及び添付資料」の存否を明らかにしないで非開示とした決定は、妥当である。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「広聴第29-900002号に係る、「市民の声」事業の実施に関する取扱要綱第18条第5号の「市長又は副市長あての文書のうち市長又は副市長から『市民の提案』として取り扱う旨の了解があったものに関し、別紙①から④まで及び添付資料」（以下「本件審査請求文書」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成29年7月5日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件審査請求文書は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第9条に該当するため、その存否を明らかにしないで非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

条例第9条の該当性について、横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第1266号（以下「先例答申」という。）等では、条例第9条に基づく存否応答拒否の適用に当たっては、①特定のものを名指しし、又は特定の事項、場所、分野等を限定した開示請求が行われたため、当該情報の開示若しくは非開示又は不存在を答えることによって、開示したのと同様の効果が生じること及び②開示請求に係る情報が、非開示として保護すべき利益があることの二つの要件を備えていることが必要であると解されている。

## (1) まず、本件開示請求が上記①の要件に該当するか否かについて説明する。

本件開示請求は、特定個人から寄せられた意見に対する回答書作成過程に関する行政文書の開示を求めているものである。一部開示決定又は非開示決定を行えば特定個人から意見の申立てがあったことが明らかになり、また、不存在による非開示

決定を行えば特定個人から意見の申立てが存在しなかったことになる。その結果、特定個人から意見が寄せられたという事実の有無が明らかになり、本件申立文書を開示したのと同様の効果が生じることになる。

したがって、上記①の要件に該当する。

(2) 次に、本件開示請求に係る情報が上記②の要件に該当するか否か、すなわち条例第7条第2項第2号で規定する非開示事由に該当するか否かについて説明する。

ア 条例第7条第2項第2号では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については開示しないことができると規定している。

イ 特定個人からの意見の申し立てがあったという事実の有無は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

したがって、上記②の要件に該当する。

(3) 以上から、本件開示請求は、条例第9条に該当し、非開示と決定した。

#### 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

(1) 本件処分を取り消し、開示請求書どおりの開示決定を求める。

(2) 条例第9条は、非開示情報を開示する客観的、合理的、具体的な支障事態が生じるときにはじめて適用となるのであるから、この支障事態を出現させることとなる文書の情報を備えている開示請求対象文書であることの論証が必要不可欠である。

(3) 本件審査請求文書は、横浜市の「市民の声」事業システム上で処理されている一連の行政文書であり、広聴第29-900002号として横浜市の取得文書として保有され、回答文も作成、送付されている行政文書である。この処理システム上で作成されている協議文書、回答文書の存在の有無を明らかにしないとする応答拒否は、論理的にみても条例第9条の適用余地が全くない、解釈、適用を乱用した非開示決定である。また、存在が明らかな行政文書を存在しないとする虚偽の決定であり、公文書作成上の犯罪行為である。

(4) 存否応答拒否適用文書名を明らかにした上で、その文書の存否応答を拒否する規定が条例第9条の規定であるにもかかわらず、これらの文書名を明らかにせず、存

否応答拒否することは、情報隠しの犯罪行為であり開示請求権の権利を侵害する違法行為である。

このような理由付記なき行政処分は瑕疵ある行政処分として取消は免れない。

- (5) 実施機関は、先例答申を引用しているが、先例答申の要件とは条例第9条の解釈であって、条例第6条の開示請求書の記載の問題ではない、「特定の者を名指し」とは、開示請求書の記載から生じる問題であって、条例第9条で処理することができない。開示請求書の記載の仕方について、条例第6条で解釈すべき事項を条例第9条の適用要件とした独断的判断に基づく先例答申の解釈を漫然と引用しており、誤りは明白である。

## 5 審査会の判断

- (1) 市民の声事業に係る事務について

横浜市では、横浜市にさまざまな手段で寄せられる市民の意見、要望、提案、苦情等の情報（以下「市民の意見等」という。）を、広聴情報データベースシステムにより管理するとともに、寄せられた市民の意見等の公表及び市政への反映により、市民満足度の向上及び市政の合理的運営に役立てるために、市民の声事業を行っている。市民の声事業の取扱いについては、「市民の声」事業の実施に関する取扱要綱（平成20年3月21日市広聴第3940号。以下「市民の声要綱」という。）に規定されている。

投稿者への回答の担当部署は、市民の声要綱第12条に定められており、市民の意見等の内容を所管する区局が複数区局にわたる場合は、受付課が回答の担当部署となる。

- (2) 本件審査請求文書について

審査請求人は、開示請求書に、開示請求に係る行政文書を別表①から④までのとおり記載した別紙及び特定個人の宛名が記載された横浜市からの回答文書を添付して本件開示請求を行った。当該別紙の記載内容及び開示請求書に特定個人の宛名がある回答文を添付していることから、審査請求人は、横浜市に対して特定個人から意見が寄せられたことを前提に、当該意見に対する回答文書の形成過程に係る文書の開示を求めているものと解される。

- (3) 存否応答拒否について

ア 条例第9条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、

当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができ  
る。」と規定している。

イ 存否応答拒否は、開示請求に対して当該情報の開示若しくは非開示又は不存在  
を答えることによって、非開示として保護すべき権利利益が損なわれる場合に適  
用されるものであり、当該情報が存在しても、存在しなくても適用すべきもので  
ある。

そのため、存否応答拒否を行うには、①特定の者を名指しし、又は特定の事項、  
場所、分野等を限定した開示請求が行われたため、当該情報の開示若しくは非開  
示又は不存在を答えることによって、名指しされた特定の者や限定された特定の  
事項、場所、分野等に関する一定の事実の有無が公になること及び②①で公にな  
る事実、非開示事由に該当する事実が含まれていることの二つの要件を備えて  
いることが必要であると解される。

#### (4) 本件処分の妥当性について

ア 本件処分は、実施機関が、本件審査請求文書が存在しているか否かを答えるだ  
けで、条例第7条第2項第2号に基づき非開示として保護すべき情報を明らかに  
してしまうことになるとして条例第9条に基づき、本件審査請求文書の存否を明  
らかにしないで非開示決定をしたものである。

そこで、本件処分が存否応答拒否の二つの要件を備えているかについて、以下  
検討する。

イ 本件開示請求は、特定個人からの意見が寄せられたことを前提とする文書の開  
示を求めるものである。

そのため、本件開示請求に対して、開示決定又は非開示事由該当を理由とした  
非開示決定若しくは一部開示決定を行った場合には、本件審査請求文書が存在す  
ること、すなわち、特定個人から寄せられた意見があるという事実を公にすること  
となる。また、不存在による非開示決定を行えば本件審査請求文書が存在しな  
いこと、特定個人から寄せられた意見がなかった事実を公にすることになる。

したがって、本件審査請求文書の開示若しくは非開示又は不存在を答えること  
によって名指しされた特定の者や限定された特定の事項、場所、分野等に関する  
一定の事実の有無が公になるといえるため、上記①の要件に該当する。

ウ 次に、イで公になる事実、非開示事由に該当する事実が含まれているかにつ  
いて検討する。

条例第7条第2項第2号は、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。もっとも、同号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及び「ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

特定個人が意見を寄せている又は寄せていないという情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであるから、条例第7条第2項第2号本文前段に該当する。また、当該情報は同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

エ 以上のことから、本件処分は存否応答拒否の二つの要件を充足するというべきである。

オ なお、審査請求人は、審査請求人にとって本件の事実の有無は明らかであるから、存否応答拒否は適用の余地はないと主張しているものと解されるが、条例に定める開示請求権は、何人に対しても等しく認められるものであり、開示請求者に対し、開示請求の理由や目的等の個別的事情を問うものではなく、開示請求者の個別的事情によって当該行政文書の開示決定等の結論に影響を及ぼすものではない。

#### (5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を条例第9条に該当するとして、その存否を明らかにしないで非開示とした決定は、妥当である。

#### (第三部会)

委員 藤原静雄、委員 金井恵里可、委員 久保博道

別表

項番	開示請求に係る行政文書の別紙の記載
①	<p>市長及び副市長から「市民からの提案」を広聴システム（取扱要綱第2条3号）を用いて、情報の存在を確認したことが判明できる広聴システム上のアクセス日時・アクセス者名及び同システムで取得した文書を誰れが、どのように利用したかが明確となる文書及び検討・協議文書のすべて</p>
②	<p>18条5号の取り扱う旨の了解があったものとの規定について了解の有無を誰れがいつどのような手段で了解の有無を確認したかが判る文書のすべて</p> <p>また、市長又は副市長が了解の有無確認の問合せを受け、いつ誰れに対して了解の有無の判断を示して、取扱要綱上の処理を行うよう指示をしたすべての文書又は口頭で指示したのであれば、いつ、誰れに対してどのような内容の指示をしたかが判る文書、メモ等のすべて</p> <p>さらに、指示を受けた職員が、誰れに、どのような手段で了解の有無事項を処理するよう指示したかが判る内容が伝達文書・メール等の文書・メモのすべて</p>
③	<p>本件市民の声事業の提案案件の受付課を建築局法務課と市長または副市長が指示したことがわかる文書等のすべて</p> <p>また、その旨をメール等で送付した日時、その内容の記録を記録したメール等の文書のすべて</p>
④	<p>市民の声の宛名には「市長、担当副市長」と明確に宛名が記載されているので、宛名は「市長」「担当副市長」であることは明白である。そして事務局は、政策局秘書課が所管であることも明白であるから、何故、同課が所管課とならず、建築局法務課が所管課として、指示を下した市長及び担当副市長の意思決定内容が判る文書、口頭指示であれば、口頭指示を受けた職員のメモ等のすべて</p>

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成30年3月29日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写し並びに反論書の写しを受理
平成30年4月19日 (第232回第三部会) 平成30年4月24日 (第314回第一部会) 平成30年4月27日 (第335回第二部会)	・諮問の報告
令和3年12月6日 (第276回第三部会)	・審議
令和4年1月20日 (第277回第三部会)	・審議
令和4年2月17日 (第278回第三部会)	・審議